

✚ 貨物概要

銅線に絶縁材料の紙を被覆し、木製リールに巻いたもの

材 質：銅、紙

性 状：断面が長方形の銅線を紙で被覆し、木製リールに巻いたもの

サイズ：長さ 145m 厚さ 3.0mm×幅 6.0mm の銅線（被覆：厚み 1.8mm）

機 能：電気絶縁した線

用 途：別の鉄芯に巻き直して、変圧器の電磁コイルに使用

✚ 分類

関税率表第 8544.11 号（統計番号 8544.11-000）の銅製の巻線

✚ 分類理由

本品は、紙で被覆した銅線を木製リールに巻いたもので、変圧器の電磁コイルに使用するための物品です。

本品は、絶縁材料の紙により被覆された銅線であり、変圧器の電磁コイルに使用されるものであることから、電気絶縁をした線として、関税率表第 85.44 項及び同表解説第 85.44 項の規定により、同項に分類されます。また、号については、本品は電気絶縁をした銅線であることから、銅の巻線として、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時点における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）